

【母子保健課關係】

別紙 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（案） 新旧対照表

新	旧
<p>(通則) 1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県が行う子ども心の診療ネットワーク事業 (削除)</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び中核市が行う不妊に悩む方への特定治療支援事業 (削除)</p> <p>(4) 都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるもの</p>	<p>(通則) 1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを及び小児慢性特定疾病に罹患している児童の健全育成を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県が行う子ども心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める保健所を設置する市（以下「政令市」という。以下同じ。）及び特別区が行う療育指導事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 (新規)</p> <p>(4) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援モデル事業</p> <p>(5) 市町村が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(6) 指定都市及び中核市が行う小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う小児慢性特定疾病児童等日常生活給付用具事業に対して都道府県が補助する事業。</p> <p>(7) 都道府県等が行う慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業</p> <p>(8) 都道府県等が行う小児慢性特定疾病医療事務費</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるもの</p>

新	旧
<p>とする。</p> <p>(1) 3のうち<u>市町村</u>が行う(4)を除く事業</p> <p>ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(2) 3のうち<u>市町村</u>が行う(4)の事業</p> <p>ア (4)の事業のうち産前・産後サポート事業を実施する場合は、別表の第3欄1～2に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>とする。</p> <p>(1) 3のうち(5)及び(6)を除く事業</p> <p>ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(2) 3のうち(5)の事業</p> <p>ア (5)の事業のうち母子保健相談支援事業、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1～3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(5)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄4に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(3) 3のうち福祉事務所を設置していない<u>町村</u>が行う事業に対して都道府県が補助する(6)の事業</p> <p>ア 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める「福祉事務所を設置していない<u>町村</u>が行う事業に対して都道府県が補助する事業」の補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(4) 3のうち市(政令指定都市・中核市を除く。)及び福祉事務所を設置している<u>町村</u>が行う事業に対して都道府県が補助する(6)の事業</p> <p>ア 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(5) 3のうち指定都市又は中核市が行う(6)の事業</p> <p>別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p>

新	旧
<p>(交付額の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が6万円に満たない場合は、交付の決定を行わない。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ～ (1 1) (略)</p> <p>(1 2) <u>3 (4) の妊娠・出産包括支援事業のうち、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく利用者支援事業の「母子保健型」を実施した場合に限り交付対象とする。</u></p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市町村長は、別紙様式第2-3による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) (1) 以外で都道府県がこの補助金の交付を受ける場合 都道府県知事は、別紙様式第2-1による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(3) 指定都市及び中核市がこの補助金の交付を受ける場合 指定都市及び中核市の長は、別紙様式第2-2による申請書を毎年度7月</p>	<p>(交付額の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が6万円に満たない場合は、交付の決定を行わない。ただし、3の(6)のみ実施する場合はこの限りではない。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ～ (1 1) (略)</p> <p>(1 2) <u>3の(4)の事業を実施する市町村が、3の(5)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合、厚生労働大臣が認めた場合に限り交付対象とする。</u></p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市町村長は、別紙様式第2-4による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、平成26年度における3の(5)の事業については、都道府県知事は、別紙様式第2-2による申請書を平成27年2月27日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) (1) 以外で都道府県がこの補助金の交付を受ける場合 都道府県知事は、別紙様式第2-1による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、平成26年度における3の(8)の事業については、平成27年1月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(3) 指定都市及び中核市がこの補助金の交付を受ける場合 指定都市及び中核市の長は、別紙様式第2-3による申請書を毎年度7月</p>

新	旧
<p>末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>9 都道府県知事は、3の(4)の事業について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があつたときには、市町村長に対し、別紙様式第2-4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間)</p> <p>10 (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>11 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市町村長は、別紙様式第3-3による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ、</p>	<p>末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、平成26年度における3の(8)の事業については、平成27年1月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>また、平成26年度における3の(5)の事業については、平成27年2月27日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合(ただし平成26年度における3の(5)及び(8)の事業は除く)には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>9 都道府県知事は、3の(4)又は(5)の事業について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があつたときには、市町村長に対し、別紙様式第2-5又は別紙様式第2-6により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間)</p> <p>10 (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>11 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市町村長は、別紙様式第3-3による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理した日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理した</p>

新	旧
<p>翌年度6月末日まで(6)の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)以外で都道府県が補助金の交付を受けた場合 都道府県知事は、別紙様式第3-1による報告書を翌年度6月末日まで(6)の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(3) 指定都市及び中核市が補助金の交付を受けた場合 指定都市及び中核市の長は、別紙様式第3-2による報告書を翌年度6月末日まで(6)の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(国庫補助金の額の確定の通知) 13 都道府県知事は、3の(4)の事業について厚生労働大臣の交付額があったときは、市町村長に対し、別紙様式第3-4により、速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>(補助金の返還) 14 (略)</p> <p>(その他) 15 (略)</p>	<p>ときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度6月末日まで(6)の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)以外で都道府県が補助金の交付を受けた場合 都道府県知事は、別紙様式第3-1による報告書を翌年度6月末日まで(6)の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(3) 指定都市及び中核市が補助金の交付を受けた場合 指定都市及び中核市の長は、別紙様式第3-2による報告書を翌年度6月末日まで(6)の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(国庫補助金の額の確定の通知) 13 都道府県知事は、3の(4)又は(5)の事業について厚生労働大臣の交付額があったときは、市町村長に対し、別紙様式第3-4により、速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>(補助金の返還) 14 (略)</p> <p>(その他) 15 (略)</p>

旧

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
生涯を通じた女性の健康支援事業	生涯を通じた女性の健康支援事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 159,400円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置する場合は 68,700円×実施月数を加算、 着信短縮ダイヤル(＃ダイヤル)を設置する場合は 15,900円×実施月数を加算。 3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数 ただし、不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合は60,500円を加算。 4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,477,000円	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費)、食糧費、印刷製本費、広役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
妊娠・出産 包括支援 モデル事業	妊娠・出産 包括支援 モデル事業	1 市町村あたり40,516,000円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 40,516,000円×事業月数/12とする。	妊娠・出産包括支援モデル事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費)、食糧費、印刷製本費、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1

新

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
生涯を通じた女性の健康支援事業	生涯を通じた女性の健康支援事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 160,500円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置する場合は 68,700円×実施月数を加算、 着信短縮ダイヤル(＃ダイヤル)を設置する場合は 16,000円×実施月数を加算。 3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数 ただし、不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合は60,600円を加算。 4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,489,000円	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費)、食糧費、印刷製本費、広役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

新		旧	
妊娠・出産 包括支援 事業	<p>○市町村事業 (削除)</p> <p>※以下1及び2の事業については子 ども・子育て支援法に基づく利用者支 援事業の「母子保健型」を実施した場 合に限る。</p> <p>1 産前・産後サポート事業 11,133,600円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 11,133,600円×実施月数/12とする。</p> <p>2 産後ケア事業 24,273,500円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 24,273,500円×実施月数/12とする。</p> <p>3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業を 実施する場合 ※本事業のみの実施も可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前・産後サポート事業 3,240,000円 ・産後ケア事業 7,560,000円 <p>○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 1,380,700円</p>	妊娠・出産 包括支援 事業	<p>2分の1</p> <p>妊娠・出産包括支援事業 に必要な報酬、給料、賃 金、報償費、職員手当等、 共済費、旅費、需用費(消 耗品費、食糧費、印刷製 本費)、役務費(通信運 搬費、広告料)、委託料、 使用料及び賃借料、備品 購入費、修繕費</p>
妊娠・出産 包括支援 事業	<p>2分の1</p> <p>妊娠・出産包括支援事業 に必要な報酬、給料、賃 金、報償費、職員手当等、 共済費、旅費、需用費(消 耗品費、食糧費、印刷製 本費)、役務費(通信運 搬費、広告料)、委託料、 使用料及び賃借料、備品 購入費、修繕費</p>	<p>○市町村事業 (削除)</p> <p>※以下1及び2の事業については子 ども・子育て支援法に基づく利用者支 援事業の「母子保健型」を実施した場 合に限る。</p> <p>1 産前・産後サポート事業 11,133,600円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 11,133,600円×実施月数/12とする。</p> <p>2 産後ケア事業 24,273,500円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 24,273,500円×実施月数/12とする。</p> <p>3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業を 実施する場合 ※本事業のみの実施も可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前・産後サポート事業 3,240,000円 ・産後ケア事業 7,560,000円 <p>○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 1,380,700円</p>	<p>2分の1</p> <p>妊娠・出産包括支援事業 に必要な報酬、給料、賃 金、報償費、職員手当等、 共済費、旅費、需用費(消 耗品費、食糧費、印刷製 本費)、役務費(通信運 搬費、広告料)、委託料、 使用料及び賃借料、備品 購入費、修繕費</p>
妊娠・出産 包括支援 事業	<p>1 母子保健相談支援事業(必須事業) 1市町村あたり3,522,000円 ※事業期間が2箇月に満たない場合は、 3,522,000円×1/2とする。</p> <p>2 産前・産後サポート事業(任意事業)を実施する場合は、1,855,000円を 加算 ※事業期間が2箇月に満たない場合は、 1,855,000円×1/2とする。</p> <p>3 産後ケア事業(任意事業)を実施す る場合は、4,045,000円を加算 ※事業期間が2箇月に満たない場合は、 4,045,000円×1/2とする。</p> <p>4 妊娠・出産包括支援緊急整備事業を 実施する場合 ※本事業のみの実施も可能とする。 ・母子保健相談支援事業 3,240,000円 ・産前・産後サポート事業 3,240,000円 ・産後ケア事業 7,560,000円 (新規)</p>	妊娠・出産 包括支援 事業	<p>2分の1</p> <p>妊娠・出産包括支援事業 に必要な報酬、給料、賃 金、報償費、職員手当等、 共済費、旅費、需用費(消 耗品費、食糧費、印刷製 本費)、役務費(通信運 搬費、広告料)、委託料、 使用料及び賃借料、備品 購入費、修繕費</p>

新		旧	
(削除)	(削除)	小児慢性 特定疾病 児童日常 生活用具 給付事業	次により算出した額の合算額から用具 の給付を受けた者又はその扶養義務者 (世帯の生計中心者)の負担すべき額の 合算額を控除した額 (1) 便器 4,450円×購入数 (2) 特殊マット 19,600円×購入数 (3) 特殊便器 151,200円×購入数 (4) 特殊寝台 154,000円×購入数 (5) 歩行支援用具 (手すり、スロープ、歩行器等) 60,000円×購入数 (6) 入浴補助用具 90,000円×購入数 (7) 特殊尿器 67,000円×購入数 (8) 体位変換器 15,000円×購入数 (9) 車いす(電動以外の場合) 70,400円×購入数 (10) 頭部保護帽 12,160円×購入数 (11) 電気式たん吸引器 56,400円×購入数 (12) クールベスト 20,000円×購入数 (13) 紫外線カットクリーム 37,800円×購入者数 (14) ネブライザー(吸入器) 36,000円×購入数 (15) パルスオキシメーター 157,500円×購入数
(削除)	(削除)		日常生活用具給付等事 業に必要な需用費(消耗 品費)、備品購入費、扶 助費、使用料及び賃借料
(削除)	(削除)		2分の1 福祉 事務 所を 設置 して いな い町 村が 行う 事業 に対 して 都道 府県 が補 助す る事 業 3分 の2

新	旧
<p>別紙様式第1 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>別紙様式第2-1</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 なお、妊娠・出産包括支援事業については、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。</p> <p>1 国庫補助金申請 都道府県分 金 円 市町村分 金 円</p> <p>2 国庫補助金所要額調書 [様式 1]</p> <p>3 国庫補助金所要額市町村別内訳書 [様式 2-1] (注 市町村分をとりまとめた妊娠・出産包括支援事業のみ添付すること。)</p> <p>4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料</p>	<p>別紙様式第1 (略)</p> <p>別紙様式第2-1 (略)</p> <p>別紙様式第2-2</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 なお、妊娠・出産包括支援事業については、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。</p> <p>1 国庫補助金申請 金 円 市町村分 金 円</p> <p>2 国庫補助金所要額調書 [様式 1]</p> <p>3 国庫補助金所要額市町村別内訳書 [様式 2-3] (注 市町村分をとりまとめた妊娠・出産包括支援事業のみ添付すること。)</p> <p>4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料</p>

新	旧
別紙様式第2-2	別紙様式第2-3
厚生労働大臣 殿	厚生労働大臣 殿
政令市市長 特別区区長	政令市市長 特別区区長
	
平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について	平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について
標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。	標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。
1 国庫補助金申請額 金 円	1 国庫補助金申請額 金 円
2 国庫補助金所要額調書 [様式 1]	2 国庫補助金所要額調書 [様式 1]
3 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料	3 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料

新	旧
<p><u>別紙様式第2-3</u></p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市町村長 </p> <p>平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金申請額 金 円</p> <p>2 国庫補助金所要額調書 [様式 2-2]</p> <p>3 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>別紙様式第2-4</u></p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市町村長 </p> <p>平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金申請額 金 円</p> <p>2 国庫補助金所要額調書 [様式 2-2・様式 2-4]</p> <p>3 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料</p> <p><u>別紙様式第2-5</u> (略)</p>

旧	新
<p>別紙様式第2-6</p> <p>平成 年度母子保健衛生費国庫補助金交付決定通知書</p> <p>市町村名</p> <p>平成 年 月 日 第 号で申請のあった平成 年度母子保健衛生費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、〔(修正の場合) 第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同第8条の規定により通知する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事 </p> <p>1 この補助金の交付の対象となる事業は、市町村が行う妊娠・出産包括支援事業である。</p> <p>2 この補助金の交付決定額は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">交付決定額 金 円</p> <p>3 この補助金の額は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。</p> <p>「母子保健衛生費国庫補助金について」(平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日厚生労働省発雇児 ※ 第 ※ 号)の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)」の4により行われるものである。</p> <p>4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p>5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>6 この補助金の交付の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、平成 年 月 日とする。</p>	<p>別紙様式第2-4</p> <p>平成 年度母子保健衛生費国庫補助金交付決定通知書</p> <p>市町村名</p> <p>平成 年 月 日 第 号で申請のあった平成 年度母子保健衛生費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、〔(修正の場合) 第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同第8条の規定により通知する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事 </p> <p>1 この補助金の交付の対象となる事業は、市町村が行う妊娠・出産包括支援事業である。</p> <p>2 この補助金の交付決定額は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">交付決定額 金 円</p> <p>3 この補助金の額は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。</p> <p>「母子保健衛生費国庫補助金について」(平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日厚生労働省発雇児 ※ 第 ※ 号)の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)」の4により行われるものである。</p> <p>4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p>5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>6 この補助金の交付の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、平成 年 月 日とする。</p>

新	旧																																				
別紙様式第3-1	別紙様式第3-1																																				
厚生労働大臣 殿	厚生労働大臣 殿																																				
都道府県知事 	都道府県知事 																																				
平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について	平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について																																				
<p>標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。 なお、母子保健衛生費補助金の妊娠・出産包括支援事業については、管内市町村分の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。</p>	<p>標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。 なお、母子保健衛生費補助金の妊娠・出産包括支援モデル事業及び妊娠・出産包括支援事業については、管内市町村分の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。</p>																																				
<table border="0"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 40%;">国庫補助金精算額</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都道府県分</td> <td>金</td> <td>円</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村分</td> <td>金</td> <td>円</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table>	1	国庫補助金精算額	金	円	金	円		都道府県分	金	円	金	円		市町村分	金	円	金	円	<table border="0"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 40%;">国庫補助金精算額</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都道府県分</td> <td>金</td> <td>円</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村分</td> <td>金</td> <td>円</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table>	1	国庫補助金精算額	金	円	金	円		都道府県分	金	円	金	円		市町村分	金	円	金	円
1	国庫補助金精算額	金	円	金	円																																
	都道府県分	金	円	金	円																																
	市町村分	金	円	金	円																																
1	国庫補助金精算額	金	円	金	円																																
	都道府県分	金	円	金	円																																
	市町村分	金	円	金	円																																
2 国庫補助金精算額調査書 [様式3]	2 国庫補助金精算額調査書 [様式3]																																				
3 国庫補助金精算額市町村内訳書 [様式4-1] (注 市町村分をとりまとめた妊娠・出産包括支援事業のみ該当。)	3 国庫補助金精算額市町村内訳書 [様式4-1] (注 市町村分をとりまとめた妊娠・出産包括支援モデル事業及び妊娠・出産包括支援事業のみ該当。)																																				
4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書 (見込書) 抄本 (2) その他参考資料	4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書 (見込書) 抄本 (2) その他参考資料																																				

新	旧
<p>別紙様式第3-2 (略)</p> <p>別紙様式第3-3 (略)</p> <p>別紙様式第3-4 (略)</p> <p>別紙様式第4 (略)</p>	<p>別紙様式第3-2 (略)</p> <p>別紙様式第3-3 (略)</p> <p>別紙様式第3-4 (略)</p> <p>別紙様式第4 (略)</p>

新

様式1 国庫補助金所要額調査書

種 目	都道府県（政令市・特別区）名				
	①	②	③	④	⑤
対称費の支出予定額	円	円	円	円	円
寄附金その他の収入額					
差引額（①-②）					
基礎額					
国庫補助基本額					
原簿補助額（⑤×補助率）					
種 目	円	円	円	円	円
子どもの心の診療ネットワーク事業					
生涯を通じた女性の健康支援事業					
不妊に悩む方への特定治療支援事業					
1・2事業					
妊婦・出産包括支援事業（市町村分）					
3事業					
小計					
妊婦・出産包括支援事業（都道府県分）					
合 計					

(注1) ⑤欄「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

- ・③と④を比較して少ない方の額
- ・妊婦・出産包括支援事業（市町村分）については、政令市及び特別区が実施する場合のみ記載すること。
- (注2) 事業内容の1・2・3については、1.妊婦・出産包括支援事業、2.産前・産後ケア事業、3.産後ケア事業について合算を記載すること。
- 5については、3.妊婦・出産包括支援事業を実施する場合に記載すること。

(削除)

(削除)

旧

様式1 国庫補助金所要額調査書

種 目	都道府県（政令市・特別区）名						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
対称費の支出予定額	円	円	円	円	円	円	円
寄附金その他の収入額							
差引額（①-②）							
基礎額							
国庫補助基本額							
原簿補助額（⑦×補助率）							
種 目	円	円	円	円	円	円	円
子どもの心の診療ネットワーク事業							
生涯を通じた女性の健康支援事業							
妊婦・出産包括支援モデル事業							
1・2・3事業							
妊婦・出産包括支援事業（市町村分）							
4事業							
小計							
妊婦・出産包括支援事業（都道府県分）							
合 計							

(注1) ⑤欄「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

- ・交付事業4（交付額の算定方法）(1)(2)に掲げる事業
- ・③と④を比較して少ない方の額
- ・妊婦・出産包括支援事業については、政令市及び特別区が実施する場合のみ記載すること。
- (注2) 事業内容の1・2・3については、1.妊婦・出産包括支援事業、2.産前・産後ケア事業、3.産後ケア事業について合算を記載すること。
- 4については、4.妊婦・出産包括支援事業を実施する場合に記載すること。
- (注3) 交付事業4（交付額の算定方法）(3)に掲げる事業は、次により記入すること。
- (市及び振興事務所を管理している市町村の場合)
- ③欄と④欄を比較して少ない方の額を⑤欄に記入し、⑤欄と⑦欄の額を比較し、少ない方の額を⑧欄に記入すること。
- ⑥欄に②と④を比較して少ない方の額、⑥欄に⑤を記入し、⑥欄と⑦欄の額を比較し、少ない方の額を⑧欄に記入し、⑧欄の額に②を乗じた額を⑨欄に記入すること。
- (指定都市及び中核市が行う場合)
- ⑧欄に③と④を比較して少ない方の額を記入し、⑧欄の額に②を乗じた額を⑩欄に記入すること。

様式2-1 (略)

様式2-2 (略)

新

様式2-1 国庫補助金所要額市町村別内訳書

妊娠・出産包括支援事業

市町村名	区分	事業内訳	都道府県名				備考
			対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基費額 ④	
			円	円	円	円	円
		1・2事業					
		3事業					
	小計						
		1・2事業					
		3事業					
	小計						
		1・2事業					
		3事業					
	小計						
		1・2事業					
		3事業					
	小計						
		1・2事業					
		3事業					
	小計						
	計						

(注1) この表は、市町村長から提出された様式2-2による所要額に基づいて作成すること。
 (注2) 事業内訳の1・2については「産前・産後ケア事業」、3については「産後ケア事業」を記載すること。
 ⑤については、妊娠・出産包括支援緊急準備事業を実施する場合に記載すること。
 ⑥については、妊娠・出産包括支援緊急準備事業を実施する場合に記載すること。

・③と④を比較して少ない方の額

旧

様式2-3 国庫補助金所要額市町村別内訳書

妊娠・出産包括支援事業

市町村名	区分	事業内訳	都道府県名				備考
			対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基費額 ④	
			円	円	円	円	円
		1・2・3事業					
		4事業					
	小計						
		1・2・3事業					
		4事業					
	小計						
		1・2・3事業					
		4事業					
	小計						
		1・2・3事業					
		4事業					
	小計						
		1・2・3事業					
		4事業					
	小計						
	計						

(注1) この表は、市町村長から提出された様式2-4による所要額に基づいて作成すること。
 (注2) 事業内訳の1・2については「産前・産後ケア事業」、3については「産後ケア事業」を記載すること。
 ⑤については、妊娠・出産包括支援緊急準備事業を実施する場合に記載すること。

様式2-2 国庫補助金所要額調査

種 目	事業内訳	市町村名				備考
		対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基費額 ④	
		円	円	円	円	円
	1・2事業					
	3事業					
	計					

(注1) 事業内訳の1・2については「産前・産後ケア事業」、3については「産後ケア事業」を記載すること。
 ③については、妊娠・出産包括支援緊急準備事業を実施する場合に記載すること。

・③と④を比較して少ない方の額

様式2-4 国庫補助金所要額調査

種 目	事業内訳	市町村名				備考
		対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基費額 ④	
		円	円	円	円	円
	1・2・3事業					
	4事業					
	計					

(注1) 事業内訳の1・2・3については「母子健康相談支援事業」、4については「産前・産後ケア事業」を記載すること。
 ③については、妊娠・出産包括支援緊急準備事業を実施する場合に記載すること。

・交付要額4（交付額の算定方法）(2)に根拠する額
 ③と④を比較して少ない方の額

新

様式4-2 国庫補助金精算額調書

種 目	事業内訳	対象経費 の 支出予定 額	寄付金そ 他の収入 額	差引額 (①- ②)	国庫補助 基本額	交付決定 額	国庫補助 受入額	差引過 (△) 不足額 (⑧-⑨)	備 考
		円	円	円	円	円	円	円	
	1.2基								
	3事業								
	計								
妊娠・出産包括支援事業									

(注1) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

・③と④とを比較して少ない方の額

(注2) 事業内訳の1.2については1.原則的・産後ケア事業、2.産後ケア事業についての場合を記載すること。
3については、妊娠・出産包括支援準備事業を実施する場合に記載すること。

旧

様式4-2 国庫補助金精算額調書

種 目	事業内訳	対象経費 の 支出予定 額	寄付金そ 他の収入 額	差引額 (①- ②)	国庫補助 基本額	交付決定 額	国庫補助 受入額	差引過 (△) 不足額 (⑧-⑨)	備 考
		円	円	円	円	円	円	円	
	1.2基								
	4事業								
	計								
妊娠・出産包括支援事業									

(注1) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

・交付要額4(交付額の算定方法)1.1(2)に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額

(注2) 事業内訳の1.2.3については1.産前・産後ケア事業、2.産後ケア事業についての場合を記載すること。
4については、妊娠・出産包括支援準備事業を実施する場合に記載すること。

別紙 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（案） 新旧対照表

新	旧
<p>別紙 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容 1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (略)</p> <p>2 生涯を通じた女性の健康支援事業 (略)</p> <p>(削除) (略)</p> <p>3 妊娠・出産包括支援事業 (1) 事業目的 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊娠婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産、子育てに係る父母の不安や負担が増えている。 このため、各地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うための事業を実施することにより、子育て世帯の安心感を醸成することを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 本事業の実施主体は、(3)の①～③については、市町村（特別区を含む。）とし、(3)の④については都道府県とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>(3) 事業内容 各事業内容は、既存の事業と組み合わせて実施する等、地域の実情に応じた実施することができるものとするが、(3)の①及び②の実施にあたっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、利用者支援事業の「母子保健型」を実施することを条件とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>別紙 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容 1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (略)</p> <p>2 生涯を通じた女性の健康支援事業 (略)</p> <p>3 妊娠・出産包括支援モデル事業 (略)</p> <p>4 妊娠・出産包括支援事業 (1) 事業目的 我が国の危機的な人口減少を克服するためには、若い世代が安心して妊娠・出産、子育てができるような環境を実現することが必要であるが、現実には虐待による死亡事例が後を絶たない状況にある等、悩みを抱え、支援を必要とする子育て世帯が少なからずあり、早急な対応が求められている。 このため、早急に地域においてワンストップで妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応できる体制を整え、子育て世帯の安心感を醸成することを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>(3) 事業内容 各事業内容は、既存の事業と組み合わせて実施する等、地域の実情に応じた実施するものとする。</p> <p>① 母子保健相談支援事業（必須事業）</p>

① 産前・産後サポート事業
家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、妊産婦等に対して、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を実施する。

② 産後ケア事業
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。

③ 妊娠・出産包括支援緊急整備事業
より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する必要があることから、上記①及び②に掲げる各事業の実施場所の修繕を行う。

④ 妊娠・出産包括支援推進事業
市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制を整備するため、市町村に対し、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。

(4) 事業の運営
(3)に掲げる各事業の運営は次による。

① 産前・産後サポート事業運営要綱 (別添1)

様々な機関が個々に行っている支援について、妊産婦等からの相談に基づきコーディネートし、各地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、以下の事業を実施する。

ア 地域ごとに、様々な機関が機能の連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を整備する。

イ 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、様々な母子保健施策や子育て施策等を実施する関係機関へつなぐとともに、必要に応じて支援プランを策定する。

ウ 医療機関（産科医等）、保健所、児童相談所等の関係機関とのネットワークを作り、以下の取組を行う。

(7) 妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供を行う。

(4) 複数のサービスを利用し、かつ、継続的な支援を必要とする場合に、関係機関と調整し必要な支援につなぐ。

なお、関係機関につないだ後の妊産婦等の状況についても把握する。

② 産前・産後サポート事業（任意事業）
家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、妊産婦等に対して、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を実施する。

③ 産後ケア事業（任意事業）
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。

④ 妊娠・出産包括支援緊急整備事業（任意事業）
より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する必要があることから、①から③までに掲げる各事業の実施場所の修繕を行う。

(4) 事業の運営
(3)の①から④までに掲げる各事業の運営は次による。

① 母子保健相談支援事業運営要綱 (別添4)

② 産前・産後サポート事業運営要綱 (別添5)

新	旧
<p>② 産後ケア事業運営要綱 (別添2)</p> <p>③ 妊娠・出産包括支援緊急整備事業運営要綱 (別添3)</p> <p>④ 妊娠・出産包括支援推進事業 (別添4)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(削除) (略)</p> <p>(削除) (略)</p> <p>(削除) (略)</p> <p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>(1) 目的 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精 (以下「特定不妊治療」という。) については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市 (以下「都道府県等」という。) とする。</p> <p>(3) 対象者 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたものとする。</p> <p>(4) 対象となる治療等 特定不妊治療 (医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。)</p> <p>なお、以下に掲げる治療法は助成の対象としない。</p> <p>① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療</p> <p>② 代理母 (妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医</p>	<p>③ 産後ケア事業運営要綱 (別添6)</p> <p>④ 妊娠・出産包括支援緊急整備事業運営要綱 (別添7)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>5 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 (略)</p> <p>6 慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業 (略)</p> <p>7 小児慢性特定疾病医療事務費 (略)</p> <p>(新規)</p>

- 学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)
- ③ 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- (5) 医療機関の指定等
- ① 事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。
- なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。
- ア 別添5「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。
- イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。例えば、公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。
- ・ 体外受精・胚移植に関する見解（平成18年4月）
 - ・ 顕微授精に関する見解（平成18年4月）
 - ・ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成18年4月）
 - ・ 「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月）
 - ・ 生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解（平成22年4月）
 - ・ 出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解（平成25年6月）
- また、指定に当たっては、域外であつても管内の患者を多く受け入れられている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。
- ② 指定を行った医療機関についても、3年程度を用途に、要件に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば、すみやかに再審査を行い、指定の取消を行うことができるものとする。
- ③ 不妊治療の実施医療機関及びそれを指定する都道府県知事等は、地域の周産期医療の確保を図り、また、不妊治療実施医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮すること。
- ④ 本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。
- (6) 実施方法

事業の実施は、都道府県等が、(3)に定める対象者が(5)により指定する医療機関において(4)に定める治療のために要した費用の一部を助成することにより行うものとする。

(7) 助成の額及び期間
 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、別添6のC及びFの治療については、7万5千円）まで、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回を限度に通算5年間助成する。ただし、通算10回を超えない。

また、平成26年度以降に新規で特定不妊治療の助成を受ける場合においては、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、年間助成回数及び通算助成期間については制限しない。ただし、通算助成回数は6回までとする。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も1回とみなす。

(8) 助成の申請及び決定
 ① 助成の申請
 ア 助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を經由して都道府県知事等に申請を行うものとする。

イ 申請には、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書様式（別添7を参考とすること。）及び必要書類を添付する。なお、必要書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

② 助成の決定
 ア 当該年度の助成対象か否かについては申請が行われた日を基準とする。

イ 都道府県知事等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知すること。

(9) 支給要件等
 ① 所得要件
 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満である場合に助成を行うこととする。

② 所得の範囲
 ①の所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条を準用する。

③ 所得の額の計算方法

①の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用する。

(10) 広報活動等

① 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図る。

また、近年の結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇している一方で、高年齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなることから医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることから、こうした知識について正確な情報の提供、普及啓発を行うこと。

さらに普及啓発に当たっては、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも普及啓発を図るなど、広く広報等を行うこと。

② 助成を受けようとする夫婦が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。

③ 本事業の実施に当たっては、「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の3に規定する「生涯を通じた女性の健康支援事業」の(3)の③の「不妊専門相談センター」等の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。

(11) 実績・成果の把握

① 実施医療機関の医師等及び都道府県等は、助成を受けようとする夫婦に対し、次項の調査項目について、行政において把握することをあらかじめ説明するものであること。

② 厚生労働省は、学会を通じて得た次の項目の集計結果について、都道府県等に通知するものであること。

- ・ 取りまとめ内容
- 受給人数 (全数、治療方法別)、治療周期総数 (全数、治療方法別)、年齢分布 (全数、治療方法別)、妊娠数 (全数、年齢別、治療方法別)、採卵あたり妊娠率 (全数、年齢別、治療方法別)、多胎妊娠数 (全数、年齢別、治療方法別)、生産分娩数 (全数、年齢別、治療方法別)、採卵あたり生産率 (全数、年齢別、治療方法別)、出生児数 (全数、年齢別、治療方法別)、低出生体重児数 (全数、年齢別、治療方法別)、

新	旧
<p>妊娠後経過不明数（全数、治療方法別）</p> <p>③ 都道府県等は、②をもとに、必要に応じて管内の事業実績の分析を行い、その成果を把握すること。</p> <p>(12) その他</p> <p>① 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせて行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。</p> <p>② 助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳（様式は別添8を参考とすること。）を備え付け助成の状況を把握すること。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うこと。</p> <p>③ 申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。</p> <p>第3 国の助成 (略)</p> <p>第4 事業計画 (略)</p> <p>(削除) (略)</p> <p>(削除) (略)</p> <p>(削除) (略)</p> <p>(削除) (略)</p> <p>別添1 産前・産後サポート事業運営要綱 1～4 (略)</p> <p>5. 母子保健関係機関等との連携体制の整備 市町村保健センター等の関係機関や利用者支援事業（母子保健型）の担当者との連携を図ること。</p>	<p>第3 国の助成 (略)</p> <p>第4 事業計画 (略)</p> <p>別添1 母子保健相談支援事業運営要綱 (略)</p> <p>別添2 産前・産後サポート事業運営事業 (略)</p> <p>別添3 産後ケア事業運営事業 (略)</p> <p>別添4 母子保健相談支援事業運営要綱 (略)</p> <p>別添5 産前・産後サポート事業運営要綱 1～4 (略)</p> <p>5. 母子保健関係機関等との連携体制の整備 市町村保健センター等の関係機関や母子保健相談支援事業の担当者との連携を図ること。</p>

新	旧
<p>6 (略)</p> <p>別添2 産後ケア事業運営要綱 (略)</p> <p>別添3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業運営要綱</p> <p>1. 事業目的 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。</p> <p>2. 対象施設 (略)</p> <p>3. 事業内容 産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所の修繕を行う。</p> <p>4. 事業の対象事例 (略)</p> <p>5. 事業の実施期限 平成28年3月31日までに修繕に着手し、完了したものを対象とする。</p> <p>(削除) (略)</p> <p>(削除) (略)</p> <p>別添4 妊娠・出産包括支援推進事業</p> <p>1. 事業目的 連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的としている。</p> <p>2. 事業内容 (1)連絡調整会議 都道府県と管内市町村や、市町村間で情報を共有するため、連絡調整会議を開催する。</p>	<p>6 (略)</p> <p>別添6 産後ケア事業運営要綱 (略)</p> <p>別添7 妊娠・出産包括支援緊急整備事業運営要綱</p> <p>1. 事業目的 母子保健相談支援事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。</p> <p>2. 対象施設 (略)</p> <p>3. 事業内容 母子保健相談支援事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所の修繕を行う。</p> <p>4. 事業の対象事例 (略)</p> <p>5. 事業の実施期限 平成27年3月31日までに修繕に着手し、完了したものを対象とする。</p> <p>別添8 (略)</p> <p>別添9 (略)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>(2) 保健師等の専門職への研修 市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するにあたり、保健師等の専門職等が妊娠・出産包括支援事業等を実施するために必要な専門的知識を身につけるための研修を行う。</p> <p>(3) ニーズ把握調査 産後ケア事業等の実施に当たり、基礎データの把握及び利用者からのニーズの状況把握に関する調査を行う。</p> <p>(4) その他 上記の他、市町村が妊娠・出産包括支援事業及び利用者支援事業（母子保健型）を推進する体制を整備するための支援を行う。</p> <p>別添5 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針</p> <p>1 実施医療機関の具備すべき施設・設備基準</p> <p>(1) 必ず有すべき施設 実施医療機関は、次の施設・設備を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採卵室・胚移植室 ・ 採卵室の設計は、原則として手術室仕様（注1）であること。 ・ 清浄度は原則として手術室レベル（注2）であること。 ・ 酸素吸入器、吸引器、吸引器、生体監視モニター、救急蘇生セットを備えていること。 ○ 培養室 ・ 清浄度は原則として手術室レベルであること。 ・ 培養室においては、手術着、帽子、マスクを着用することとし、入室時は手洗いを行うこと。 ・ 職員不在時には施錠すること。 ○ 凍結保存設備 ・ 設備を設置した室は、職員不在時には施錠すること。 ○ 診察室・処置室 ・ 不妊の患者以外の患者と併用であつてもさしつかえないこと。 <p>(2) その他の望ましい施設 実施医療機関は、次の施設を有することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採精室 ○ カウンセリングルーム ○ 検査室（特に、精液検査、精子浮遊液の調整等、不妊治療に関する検査を行う設備を設置した室） 	<p>(新規)</p>

	<p>2 実施医療機関の配置すべき人員の基準</p> <p>(1) 配置が必要な人員</p> <p>実施医療機関は、次の人員を配置するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施責任者（1名） <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施責任者は次の事項を全て満たすものとすること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医である者 (イ) 専門医取得後、不妊症診療に2年以上従事した者 (ウ) 公益社団法人日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設において1年以上勤務又は1年以上研修を受け、体外受精・胚移植の技術を習得した者 (エ) 常勤である者 ・ 実施責任者の責務は次の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 不妊治療に関する医療安全管理マニュアルの策定 (イ) 不妊治療を実施する施設・設備についての安全管理 (ウ) 不妊治療にかかる記録・情報等の管理 ○ 実施医師（1名以上、実施責任者と同一人でも可） <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間採卵件数が100件以上の施設については、一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医がいることが望ましい。 ○ 看護師（1名以上） <ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊治療に専任（注3）している者がいることが望ましい。 ・ 年間治療件数が500周期以上の施設については、公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましい。 ○ 配偶子、受精卵及び胚の操作・取扱い、並びに培養室、採精室及び移植室などの施設・器具の準備・保守の一切を実際に行う、生殖補助医療に精通した技術者（いわゆる胚培養士・エンブリオロジスト（医師を含む））（1名以上、実施責任者又は実施医師と同一人でも可） <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間採卵件数が100件以上の施設については、実施責任者・実施医師と同一人でないことが望ましい。 <p>(2) 配置が望ましい要員</p> <p>実施医療機関は、次の人員を有することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 泌尿器科医師。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法等を実施する施設では、泌尿器科医師との緊密な連携を取れるようにしておくことが重要である。 ・ 一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医であることが望ましい。 ○ 患者（夫婦）が納得して不妊治療を受けることができるように、不妊治療
--	--

<p>の説明補助、不妊治療の選択の援助、不妊治療を受ける患者への継続的な看護とともに生殖医療チーム内の調整を行う者（いわゆるコーディネーター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間治療件数が500周期以上の施設については、公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましい。 <p>○ <u>心理学・社会学等に深い造詣を有し、臨床における心理カウンセリング又は遺伝カウンセリング等の経験を持ち、患者（夫婦）を不妊に関しカウンセリングの側面から支援できる技術を持つ者（いわゆるカウンセラー）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者（夫婦）の状態等に応じて、必要な心理カウンセリング及び遺伝カウンセリングが可能となるよう、配置した者の専門でない分野の経験を持つ者との連携体制を確保しておくことが望ましい。 <p>3 その他の要件</p> <p>実施医療機関は、次の項目を満たすことが必要である。</p> <p>○ <u>自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関しては、妊娠から出産に至る全ての経過の把握および公益社団法人日本産科婦人科学会に対する報告を行っている医療機関であること。</u></p> <p>○ <u>自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとること。</u></p> <p>○ <u>本事業の実績・成果の把握のための調査に協力する医療機関であること。</u></p> <p>○ <u>公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）の登録に協力する医療機関であること。</u></p> <p>○ <u>倫理委員会を設置することが望ましい。その委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずることとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>倫理委員会は中立を保つため委員構成に配慮が必要であり、中立的な外部委員を複数入れることが望ましい。</u> 2 <u>倫理委員会委員長を実施責任者が兼ねてはならない。</u> 3 <u>自医療機関で十分な人員は確保できない場合には、他の医療機関・大学等に設置されている、上記会告に準じた倫理委員会に審査を委託してもよいこととする。</u> <p>○ <u>医療安全管理体制が確保されていること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げること。</u> 2 <u>医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握すること。</u> 3 <u>医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施すること。</u> 4 <u>医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改</u> 	
--	--

善のための方策を講ずること。

5 体外での配偶子・受精卵の操作にあたっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築すること。なお、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・いわゆる胚培養士・エンブリオロジストのいずれかの職種の職員2名以上で行うこと（医師については、実施責任者と同一人でも可）。

○ 公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加していることが望ましい。

○ 不妊治療にかかる記録については、保存期間を20年以上とするのが望ましい。

注1：「手術室仕様」の参考
 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
 第20条第3項手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房および照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附設して有しなければならない。

注2：「手術室レベルの清浄度」の参考

清浄度クラス	名称	該当室	室内圧	微生物濃度
I	高度清潔区域	バイオクリーン手術室など	陽圧	10 CFU/m ³ 以下
II	清潔区域	手術室	陽圧	200 CFU/m ³ 以下
III	準清潔区域	ICU、NICU、分娩室	陽圧	200-500 CFU/m ³
IV	一般清潔区域	一般病室、診察室、材料部など	等圧	(500 CFU/m ³ 以下)
V	汚染管理区 拡散防止区域	細菌検査室など トイレなど	陰圧 陰圧	(500 CFU/m ³ 以下)

注3：「専任」について
 当該看護師の全業務のうち半分程度以上不妊治療に従事していることを目安とする。

新

旧

(新規)

別添7

(案) 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

記

夫	(くぶりがな)	生年月日
妻	()	年月日生(歳)
住所(※1)	〒	年月日生(歳)
住所(※2)	〒	電話()
		電話()
過去にこの助成金を受けたことがありますか、 ない・ある → 過去()回受けた 都道府県(市)		
申請者氏名 (夫及び妻が 自署もしくは記名押印)	印	印
申請額	金	円
平成 年 月 日	都道府県知事(市長)	
振込先	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所 普通(ふりがな) () 当座 口座名義人 ()
	口座番号	(左語記入)

申請受理年月日	(承認・不承認)
交付者番号	決定年月日

注) 太枠の中をご記入ください。
 ※1：夫婦の住所を記入。
 ※2：単身社労等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合、夫と妻の住所が異なる場合に記入。
 (添付書類) 1. 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書
 2. 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
 3. 夫及び妻の所得額を証明する書類

(新規)

(異)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
 説明書

(1) 報告の目的
 厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内
 容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求
 めています。
 これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後
 の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることが出来ます。また、
 行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考と
 なる学術データを得ることが出来ます。
 さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析
 結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てる
 ことが出来るようにしています。

(2) 報告の内容・方法
 各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情
 報として、厚生労働省に報告されます。
 報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さん
 の状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることばなく、
 プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目 (報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。)	
I 治療から妊娠まで	II 妊娠から出産まで
(1) 患者(女性)の年齢	(4) 妊娠・出産の状況
(2) 不妊の原因	(5) 生まれた子の状況
(3) 治療の内容、妊娠の有無	

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する
 説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、
 1才未満あたりの支給回数の上限が決められています。
 転入された方は、以前にお住まいの自治体に、
 この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。
 なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

新

旧

(新規)

別添 8

不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳

受診者番号										
申請者氏名	(夫)	生	年	月	日	(妻)	生	年	月	日
住所(※1)	〒					〒				
住所(※2)	〒					〒				
備考	電話 () ()		電話 () ()							

申請受理 年月日	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医療 機関名	治療期間 開...始 終...了	症例登 録番号 の有無	備考
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		
		(承認・不承認)			-----		

※1：夫婦の住所を記入する。
 ※2：夫婦の住所が異なる場合に記入する。
 住所が異なる場合は、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合はいう。

新	旧
<p><u>(削除)</u> <u>(略)</u></p> <p><u>(削除)</u> <u>(略)</u></p> <p><u>(削除)</u> <u>(略)</u></p> <p><u>(削除)</u> <u>(略)</u></p> <p><u>(削除)</u> <u>(略)</u></p>	<p><u>別紙様式例 1</u> <u>(略)</u></p> <p><u>別紙様式例 2</u> <u>(略)</u></p> <p><u>別紙様式例 3</u> <u>(略)</u></p> <p><u>別紙様式例 4</u> <u>(略)</u></p> <p><u>別紙様式例 5</u> <u>(略)</u></p>